

## 会長メッセージ



日本沿岸域学会 会長 來生 新

### 沿岸域と管理の総合性—日本における展開と展望、学会への期待

日本沿岸域学会が「日本沿岸域会議」としてスタートしたのは27年前の1988年です。時代を学会発足の10年位前までさかのぼって、日本の沿岸域をめぐる状況の変化をたどることによって、改めて、今後の沿岸域研究、沿岸域学会の進むべき道について考えてみたいと思います。

#### 1 沿岸域という概念

今では、本学会の名称でもある「沿岸域」という概念は、日本語としても定着し、広く流通する概念となっています。しかし、沿岸域という概念＝言葉は、決して古くからあるものではありません。

海、湖、川などに沿った陸地の部分を指す「沿岸」という言葉は、明治時代から使われていました。しかし、それに「域」という語を付けた「沿岸域」という言葉は、1977年（昭和52年）の第三次全国総合開発計画において初めて提唱されたものです。そこでは「海岸線をはさむ陸域と海域を沿岸陸海域（沿岸域）として一体的にとらえ、多面的な利用が可能な空間としての特色を十分に生かしつつ、沿岸域の自然的特性、地域的特性、生態環境に応じて、保全と利用を一体的に行う」空間として沿岸域が規定され、「今後沿岸域の利用が増大すると予想される一方、保全の必要性も高まると想定される中で、利用分野間及び保全と利用の間で適切な調整を行うこと」が、沿岸域管理の「極めて重要な課題」として認識されると指摘されました。

したがって、沿岸域という言葉は、日本語としては、使われ始めてから40年弱の歴史を持つにすぎない若い言葉です。ただ、この言葉が使われ始めてからの40年という時間は、沿岸域という概念が一般化する前から日本の海や沿岸域の研究にかかわってきた、私たちの世代にとっては、時の過ぎて行く速さ、それに伴う日本社会の変化の大きさを改めて考えさせるに足る時間の長さでもあります。

日本沿岸域会議がスタートする1年前の、1987年（昭和62年）6月には、第4次全国総合開発計画が公表され、そこでは「海洋・沿岸域の総合的、計画的な利用を進め、新たな

海洋時代にふさわしい沿岸域を形成する」ことがうたわれました。沿岸域管理の「総合性」にかかわる認識の萌芽がすでにここに見られます。

また、4全総では、そのために「地方公共団体が主体となり、地域計画等と整合を図りつつ沿岸域の総合的な利用計画を策定する。国は、基本理念、沿岸域の区分、計画事項等の内容とする計画策定のための指針を明らかにするほか、国の諸事業の活用、民間活力の誘導等により、計画の実現に向けて地方公共団体を支援する」ことが具体的な施策として示されました。

しかし、当時の管理の実態はまだまだ沿岸域を総合的視点で管理することからは程遠い状況にあったといわなければなりません。同じ年の8月になされた旧総務庁行政監察局による「海岸の保全、利用に関する行政監察」は、当時海岸管理権限を持っていた建設、運輸、農林水産の各省に対して、「他の海岸管理者に係る海岸保全区域との調整が不十分なまま区域指定や海岸事業が行われているものについて、速やかに改善措置を講ずるとともに、海岸保全区域台帳の整備を十分に行うこと」等を勧告しました。

これは、1987年時点では、海岸保全や利用という同一目的の沿岸域にかかわる行政においてさえ、所管官庁が違えばバラバラな対応がなされている実態があったことを何よりもよく物語るものと言えます。「総合的管理」が理念として提示はされても、実態が全くそれに追いついていない時代だったといえます。

## 2 沿岸域の総合的管理概念の進展と定着

その10年後である1998年（平成10年）3月に公表され、最後の全総計画となった「21世紀国土のグランドデザイン」では、「沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する沿岸域圏管理に取り組む。そのため、国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用、民間や非営利組織等の活力の誘導等により地方公共団体を支援する」ことが示され、沿岸域圏管理という新たな考え方が打ち出されました。

それを受けて2000年（平成12年）2月には21世紀の国土のグランドデザイン推進連絡会議が「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を公表しました。残念ながら、この指針には都道府県の積極的な対応が得られず、全国でごく少数の県が総合管理計画を策定するにとどまりました。

このような行政の動きに対応して、沿岸域学会では、この指針が発表された同じ年の12月に、「日本沿岸域学会2000年アピール—沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言—」を公表しました。これは沿岸域学会の存在を広く社会に知らせた大きな成果であったといえます。

このような一連の流れの中で、わが国においても「沿岸域」概念が徐々に市民権を確立し、それに加えてその管理の在り方としての「総合的管理」という管理手法について様々な議論が行われる機会が増えてきました。そのようなタイミングで、それまで日本の海を管理する二大官庁であった建設省と運輸省、国土全体の計画官庁であった国土庁が2001年（平成13年）に統合され、国土交通省が誕生しました。

2003年（平成15年）3月にはこのような海に関連する省庁統合の一つの大きな成果として「沿岸域総合管理研究会提言—未来の子供達へ美しく安全で生き生きした沿岸域を引き継ぐために—」（国土交通省）が公表されました。その中では「総合的管理」への具体的な

取り組みの提言がなされています。また、この研究会には農水省（水産庁）もオブザーバー参加して、従来の省庁の枠を超えた実質的な総合的管理への議論が行われました。

そのような議論の積み重ねが、2007年の「海洋基本法」（平成19年法律33号）の制定において結実したといえます。海洋基本法は総合的管理概念を実定法上の概念として定着させました。同法第6条が、「海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。」と規定したのです。また、基本法は第2章で、「海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画」である海洋基本計画について定め、現在、第二期基本計画が立てられて、それに従った施策が展開されています。

### 3 今後の沿岸域研究の在り方

これまでに見てきたような沿岸域とその総合的管理概念の普及・定着は、日本の海の管理に40年以上かかわってきた者の目から見ると、日本の海の管理が個別管理を当然とする思想から、総合ないしは「統合」的管理（英語では *integrated coastal zone management* で、総合という訳よりは統合という訳が適切です）に移行する大きな流れとして認識されます。時代が昭和から平成に変わる時期に、各省庁の海洋担当部署の方々と議論をするたびに、個別管理で十分に海の管理が行われている日本で、なぜ「総合的管理」が必要なのだ、異口同音に尋ねられたことが思い出されます。

最後に今後の沿岸域研究の在り方について述べてこの小論を終わらせることにしたいと思います。

これまでの日本の沿岸域をめぐる議論や制度は、個別管理と総合的管理への希求のせめぎあいの中で発展し、その成果が個別管理から総合的管理への一定の推移としてとらえられるものとなっています。今後の沿岸域をめぐる研究も、個別管理にかかわる研究と総合的管理にかかわる研究の二つの軸を中心に展開されると考えられます。

沿岸域に関する科学的・工学的な研究は、目的を単一化した個別管理と親和性の高いものだといえます。海の管理に関する基本的な科学的知見や工学的知見、技術の進歩は、個別の限定された課題の究明と解決を出発点とするものであり、その成果は、必然的に、目的を単一化する個別管理と結びつくものだからです。それを前提に個別の管理が逆に他の個別管理に与える外部性の研究が行われるでしょうが、その研究も、相互関係や外部性を一定の範囲に限定して行われる「個別課題解決型」の研究として行われ、それが積み重ねられて複雑な関係の解明に至るように思われます。

このような個別課題の解決にかかわる、あるいはその複数の関係にかかわる科学的、工学的研究やその成果を生かした個別管理を前提にして、その総体を地域社会がどう管理するかというソフト面での制度の在り方、制度を生み出す多様な民意の発露とその社会化にかかわる研究があり、それが社会科学が貢献できる総合的管理の研究にほかなりません。

この研究の二つの軸の間の相互交流と、それぞれの軸に沿った研究の深化とが相まって、日本の沿岸域研究は社会に高く評価される研究成果を出すことができるはずで、日本沿岸域学会のような、学際的な学会は、まさにその構成員の中に個別領域研究の深化とその学際化、総合化というモメントを内在させており、今後、この学会活動のいっそうの充実

が期待されます。

海洋は、陸域では高齢化し活力を失いつつある 21 世紀日本社会に残された大きな希望の星であると同時に、地球環境の変化によってこれまで以上に大きな災害を人類にもたらす凶暴な力を持つ存在でもあります。海洋のよりよい管理による、人類のよりよい未来への貢献につながる研究がこの学会を舞台にますます活発に行われることを期待し、確信することを述べて終わりの言葉に代えます。